

横須賀市立豊島小学校いじめ防止基本方針

平成 30（2018）年 4 月 1 日改定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

文部科学省の調査では、「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む）により、精神的な苦痛を感じているものとする」と定義しています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。また、「個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」としています。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- I いじめを未然に防ぐために、いじめが発生しにくい学校・学級の風土づくりに努める。
- II いじめの早期発見及び早期解決に努める。
- III いじめ防止及び解決に向けた組織を整備する。

2. いじめ防止のために基本姿勢に向けた取り組み

I いじめを未然に防ぐために、いじめが発生しにくい学校・学級の風土づくりに努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない風土づくりに努める。

- ・教職員自身が子どもの心を受け止められる感性を磨き、人間性を高める。
- ・事例研究やカウンセリング演習など児童指導に関する校内研修を実施する。
- ・学校が保護者や地域と一丸となって相互協力する関係づくりを進める。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・指導内容を明確にして、できたことが実感できる授業を工夫する。
- ・学業不振の児童に対する個別指導の充実を図る。
- ・校内研究の一層の深化により、お互いの思いが分かり合える児童の育成を進める。
- ・学校行事や児童会活動等を通し、児童が主体的に取り組める場の工夫を図る。
- ・たてわり活動での異学年交流の充実を図る。
- ・総合的な学習の時間や生活科等を通し、体験活動の推進を図る。
- ・地域や社会との関わりを大切に学習の充実を図る。

II いじめの早期発見及び早期解決に努める。

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- ・いじめ被害を感じた児童がいる場合には学年や児童支援指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・「学校生活に関するアンケート」を計画的に行い、児童の悩みや人間関係を把握していく。アンケート結果は、全職員で共有していく。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・いじめ問題を発見したときや、いじめの疑いがあるときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
 - ・特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、継続的な支援を行う。
 - ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、支援教育コーディネーターやふれあい相談員、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導していく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。
- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

Ⅲいじめ防止及び解決に向けた組織「いじめ防止対策委員会」を整備する。

(1) 学校内の組織

①「児童支援指導委員会」

月1回、支援を必要とする児童・問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

②「ケース会議（いじめ対策委員会）」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任及び学年によるいじめ対策委員会を設置する。ケース会議形式だが必要に応じて委員会として開催し、校務分掌に位置づける。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急ケース会議を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、いじめ防止対策委員会を開催する。

いじめ防止対策委員会参加メンバーは以下の通りである。
 校長、教頭、支援教育C、児童指導担当、当該学年、ふれあい相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員

豊島小学校 いじめ防止対策のための年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○児童支援委員会 ・いじめ防止対策に関わる共通理解 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議	・学級開き ・人間関係づくり ・学級ルールづくり【学級活動】 ・行事を通した人間関係づくり【たてわり全校遠足】	・いじめ防止対策についての説明と啓発
5月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議	・行事を通した人間関係づくり【運動会】	・保護者との情報交換【家庭訪問】
6月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・学校生活に関するアンケート実施 ・必要に応じてケース会議	・学校生活に関するアンケート実施 ・たてわり活動を通した人間関係づくり	
7月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議	・行事を通した人間関係づくり【5年キャンプ】 ・携帯安全教室(警察)	・保護者との情報交換【個人面談】 ・携帯安全教室(警察)
8月	・児童指導に関する職員研修 ・必要に応じてケース会議		
9月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議	・行事を通した人間関係づくり【遠足】 ・校外学習を通した人間関係づくり	
10月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議	・行事を通した人間関係づくり【修学旅行】	
11月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・学校生活に関するアンケート実施 ・必要に応じてケース会議	・学校生活に関するアンケート実施 ・たてわり活動を通した人間関係づくり ・携帯安全教室(市P協)	・携帯安全教室(市P協)
12月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議		・保護者との情報交換【個人面談】
1月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議		
2月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議	・たてわり活動を通した人間関係づくり	
3月	◎児童支援委員会 ・児童に対する情報交換 ・必要に応じてケース会議		